

(別紙2)

週休二日制の普及 大綱

(週休二日制の普及等労働時間短縮対策)

週休二日制の普及等労働時間の短縮は、技術革新、高齢化等の進展の中で、労働者の健康の確保と生活の充実、経済社会、企業の活力の維持・増進、長期的にみた雇用機会の確保といった国内的な観点のみならず、最近では特に、消費機会の拡大を通じての内需拡大、先進国としてよりふさわしい労働条件の確保といった対外経済関係の視点からその実現が強く要請されている。

これを推進するにあたっては、労使双方がその意義を十分に理解するとともに、生産性向上の成果を労働時間短縮に積極的に配分することにより進めていくことが基本である。その際、週休日の増加などにより、個人及び社会全体として「ゆとり」を創造し、その「ゆとり」から個人としては新しい生活スタイルを、社会的には新しい価値観と新しい需要を創り出していくことが重要であろう。

政府としては、このような観点から、以下の方策により、金融機関、公務機関、その他諸般の環境整備に努めるとともに、企業規模、業種、業態等の実情を踏まえつつ、労使の自主的努力を援助、促進し、週休二日制の普及等労働時間の短縮を進めることとし、合わせて労働時間の短縮による「ゆとり創造社会」に向けての国民全体の意識改革と国民的合意の形成を図る。

I. 目標の設定

週休日等の年間休日日数が、今後5年間で、現在より10日程度増加するよう努めることにより、これを欧米主要国並みに近づけることを目指す。合わせて、年次有給休暇の取得の促進及び連続休暇の定着を図る。

(注) 1983年の年間休日日数(週休日及び祝日等の休日)を製造業についてみると、日本が102日に対し、欧米主要国は111~114日である。

II. 対策

1. 民間企業の週休二日制の普及等労働時間の短縮

(1) 行政による働きかけの推進

関係省庁は企業規模、業種、業態等の実情を踏まえつつ、経済団体、業界団体等への働きかけを通じて、週休二日制の普及等労働時間短縮のための自主的努力を促進するとともに、都道府県等地方公共団体と連携し、各地域での働きかけを推進する。

(2) 労働時間法制の検討

労働基準法研究会の最終報告を受けて、関係審議会の意見も聽きつつ、労働基準法改正の検討を行う。

2. 金融機関の週休二日制拡大

金融機関の週休二日制（土曜閉店（開戸））の月2回への拡大については、各金融機関において積極的な検討が行われ、昭和61年8月を目途に円滑に実施されるよう、関係省庁は、関係法令の改正等そのための環境整備を進めめる。

3. 公務員の週休二日制推進

国家公務員の週休二日制については、当面、4週5休制の枠内で、実施困難な部門等を除き、4週間の中の2回の土曜日について4分の2ずつ交替で休む方式（4分の2指定方式）を実施するとともに、業務に支障の及ばない範囲内で、指定日以外の土曜日における年次休暇の取得を進める。その状況、国民世論の動向等を踏まえつつ、閣庁の可能性等今後の対応策を検討し、公務員の週休二日制の一層の推進に努める。

4. 年次有給休暇の取得促進と連続休暇の定着

(1) 年次有給休暇の計画的取得の促進

民間企業における年次有給休暇の計画的取得を促進するため、年次有給休暇取得のための年間計画表の作成を奨励するなどにより、労使双方の積極的な取組みを促進する。

公務員についても年次有給休暇の計画的取得を促進する。

(2) 連続休暇の定着

ゴールデン・ウィーク、夏季、年末・年始等の季節、業務の閑散期等に、年次有給休暇のまとめ取り、特別休日、週休日の振替などを組合せることなどにより、連続休暇が定着するよう労使の努力を促進する。

5. 自由時間の充実

(1) 自由時間活用のための環境整備

レクリエーション、観光、趣味、スポーツ、学習活動、社会参加活動等自由時間の活用を促進するため、団、地方公共団体等は、自由時間の有効利用に資する施設及び情報の提供体制の整備を図るとともに、既存施設の有効活用を推進する。

また、このような事業分野において、民間の活力が十分に発揮されるよう努める。

(2) 有給教育訓練休暇の普及促進

勤労者の自己啓発を援助、促進するため、事業主等に対する積極的な助言、指導及び生涯能力開発給付金制度の周知等により、企業における有給教育訓練休暇制度の一層の普及促進を図る。

(3) 生涯にわたる学習機会の拡大

人生の各時期における生活や職業上必要な学習を適切に行うことが出来るよう、社会教育の活性化、大学、短大等の教育機関における社会人受け入れ体制の整備等生涯学習のための体制整備を積極的に進める。

また、企業内教育訓練の振興、公共職業訓練施設の行う職業訓練の機動的・弾力的な実施を図る。

6. キャンペーン活動の実施と推進体制の確立

(1) キャンペーン活動の実施

週休二日制の普及等労働時間の短縮による「ゆとり創造社会」へ向けての国民的合意の形成、気運の醸成を図るために、毎年11月を「ゆとり創造月間」とし、有識者が協力して全国レベル、地方レベルでの広報活動、啓蒙活動等を集中的に実施する。

(2) 週休二日制等推進体制の確立

週休二日制の普及等労働時間短縮を総合的に推進するため、「週休二日制関係省庁連絡会議」において、業種、業態別の実態把握、目標達成のための対策の検討等を行うとともに、「ゆとり創造月間」を推進する。

また、目標の実現を図るため、必要に応じ「週休二日制関係閣僚懇談会」を開催し、週休二日制等の対策の検討等を行う。

國有地等の有効活用

都市部における國有地等の有効活用を推進するため、昭和58年10月21日、内閣に内閣総理大臣を本部長とする國有地等有効活用推進本部が設置されたが、今後とも引き続き、以下の通り國有地等の有効活用を推進する。

1. 民間活力活用可能土地の選定

(1) 國有地

新宿・西戸山住宅をはじめとして、これまでに176件76.5ヘクタールの民間活力活用可能土地の選定を行ってきたが、行革審答申を踏まえ、本年9月、新たに102件85.7ヘクタールの民間活力活用可能土地の選定を行ったところである。これにより、民間活力活用可能土地の合計は、次の通り278件162.2ヘクタールとなる。

①新宿・西戸山住宅	1件	2.2ヘクタール
②59年2月分	163件	65.8ヘクタール
③59年10月分	12件	8.5ヘクタール
④60年9月分	102件	85.7ヘクタール
計	278件	162.2ヘクタール

今後とも定期的に國有地の総点検を行い、その使用を効率化し、国が使用する予定のない國有地については、公用、公共用優先の基本的原則を維持しつつも、極力民間の活力を活用して、その有効活用を図る。

(2) 國鉄用地

昭和59年2月、梅田南はじめ10件30ヘクタールについて民間活力活用可能土地の選定を行ったが、汐留及び新宿地区について民間活力活用可能土地としての前提となる基本構想をできるだけ早期に策定するとともに、國鉄再建監理委員会の意見を踏まえ、今後出来るだけ早期に、國鉄用地について事業用用地と非事業用用地との仕分けを行い、都市部に所在する非事業用用地のうち民間活力活用可能土地の選定に努める。

2. 民間活力活用可能土地の処分

昭和60年8月末現在、既に國有地については旧司法研修所跡地をはじめ46件、國鉄用地については名古屋市内の宿舎敷2件を処分している。

60年度は更に、國有地69件、國鉄用地2件について処分することとしており、残りの民間活力活用可能土地についても、昭和61年度以降、移転先の確保、地方公共団体との調整、利用構想の検討及び策定、更に必要な場合には

基礎整備を行う等所要の条件が整い次第出来るだけすみやかに処分する。

3. 主要な民間活力活用可能土地の処理状況

- ①新宿・西戸山住宅地区については、現在、地元地方公共団体において、一畠地の住宅施設及び特定街区の都市計画決定に向けて作業が進められているところであり、今後、その進展を踏まえつつ事業の促進に努める。
- ②梅田南地区については、土地区画整理事業（組合施行）手法により実施することとし、昭和60年6月、土地区画整理組合が設立されたが、今後、土地区画整理事業手法による基礎整備の実施を促進する。
- ③錦糸町地区については、関係権利者の協力を得て、市街地再開発事業手法により事業化を促進する。
- ④下関地区については、早期事業化に向けて開発手法を含む開発整備計画を出来るだけ早期に策定する。

4. 国有地等の有効活用を推進するための施策

(1) 新都市拠点整備事業

鉄道操車場跡地等を活用した新たな地域経済社会の発展の核となる都市拠点の形成を総合的、一体的に推進するため、昭和60年度から新都市拠点整備事業を実施しているが、今後この活用をはかる。

(2) 特定住宅市街地総合整備促進事業

昭和60年度から国公有地等を活用する場合の規模要件を緩和（概ね25ヘクタール以上 → 概ね5ヘクタール以上）したが、今後、この活用を図る。

(3) 住宅・都市整備公団の活用

民間活力活用可能土地のうち、利用構想の検討の結果、住宅・都市整備公団が基礎整備を行うことが適当と本部が認めたものについては、公団が基礎整備を行い、公団から土地を譲り受けた民間事業者が、利用構想等に沿って建築物の建設を行う方式の活用を図る。

(4) 土地信託

国有地への土地信託制度の導入については、次期通常国会に所要の法律案を提出すべく準備を進める。

(5) 庁舎等の合築

地方公共団体その他の公的団体との庁舎等合築方式を引き続き推進することとし、民間との合築についても、その在り方について所要の検討を行い、推進に努める。

公共的事業分野への民間活力の導入に関する作業部会 報告

昭和60年10月14日

(内需拡大に関する作業委員会)

1. 我が国経済が内需を中心とした適度の成長を達成していくためには、民間活力を最大限に發揮させることが不可欠である。

公共的事業分野への民間活力の導入の促進については、「総合経済対策（昭和58年10月21日）」の決定を踏まえ、以降本年度当初までの間に、民間が主体的に、あるいは官民の協力により公共的事業を推進するための様々な方策が検討され、具体的な施策を講じたところである。

即ち、住宅建設、再開発等都市整備分野での民間による事業の促進、交通・通信関係社会資本整備分野での官民協力の下での事業推進、地域産業等の基盤整備や技術開発等の分野での民間投資の誘発等、新たに制度・事業を創設・拡充する等種々の施策が講じられてきた。（別紙参考）

これら施策は、各般の規制緩和措置及び公有地等の活用策等と相まって、公共的事業分野において民間活力を更に發揮させるものと期待される。

2. これら施策をみると、関西国際空港の建設に当たっては、国、地方公共団体及び民間の共同出資による新しい事業実施体制が作られ、また、地域産業等基盤整備分野においては、テクノポリス法の施行により新たな工業開発促進体制が作られるなど、新たな分野で民間活力を活用していくための工夫がなされているが、総じてみれば、いまだ結構についたばかりである。

公共的事業分野に民間活力を一層活用していくには、事業の公共性と採算性の確保を図る手法や開発利益の吸収、収益事業の積極的経営などによる事業の複合化等環境について検討する必要がある。

3. 内需拡大策の一環として、公共的事業分野において、更に民間活力を活用することが緊急の課題として要請されている。

このため、まず、民間が主体となって推進する事業に対する円滑な資金供給等の支援、国等が実施する基盤整備事業の着実な執行、官民が協力して実施する事業の推進等、現行諸施策の着実な実施を図ることが必要であり、関西国際空港や各地において実施されているテクノポリス等の地方におけるプロジェクトの着実な推進を図る。

また、民間の資金、技術的経験及び経営能力を公共的事業分野へ導入することとし、立法措置を含め事業の効率的かつ円滑な実施を図るための所要の環境の整備を推進する。

更に、財政投融資の活用を中心に、当面の措置として速やかに以下の措置を講ずるものとする。

(1) 日本開発銀行の融資の活用等

都市整備等民間投資を促進するため、日本開発銀行等の融資の積極的活用を図るとともに、必要に応じ貸付枠の追加を行う。

(2) 公団等事業費の追加

財政投融資追加によって進捗する事業を有する公団等に対し、原資事情等を踏まえ、その追加を行うことにより、事業の推進を図る。

「総合経済対策（昭和58年10月21日）」決定以降において講じられている「公共的事業分野への民間活力の導入」諸施策（別添参照）

(1) 住宅・宅地開発分野

住宅・宅地関連公共施設整備促進事業において団地規模要件を緩和（59年度）し、また公的宅地開発事業により造成された宅地を民間デベロッパーへ譲渡する（60年度）等の施策を講じてきた。一方、土地区画整理組合に対する住宅金融公庫、日本開発銀行の融資制度を設け、また組合土地区画整理事業を一括して代行する業務代行者に対し、住宅金融公庫の融資の途を開く等により民間投資の誘発を図ってきた。

(2) 都市整備分野

優良再開発建築物整備促進事業、地区再開発促進事業等の制度を整備するとともに、地方都市中心市街地活性化計画を開始する（60年度）等の施策を講じてきた。

また、港湾再開発、人工島の建設を進めてきた。

一方、民間出資と合わせ、日本開発銀行が、都市再開発事業、核都市拠点地区整備事業に対して出資する制度を創設（60年度）したほか、日本開発銀行、北海道東北開発公庫の融資制度等を活用してきた。

これらを始めとする諸制度、諸施策の活用により、みなとみらい21（横浜市）、関西文化学術研究都市、幕張新都心構想（千葉県）、神戸ハーバーランド構想など、民間活力の導入による大規模な都市開発プロジェクト等が推進されている。

(3) 交通・通信関係社会資本整備分野

関西国際空港（株）を設立し、民間活力を活用して関西国際空港の整備を推進している。

また、電電公社を民営化するとともに電気通信事業法の施行により、電気通信分野に競争原理が導入され、新規参入が促進されているところである。

(4) 地域産業等基盤整備分野

テクノポリス構想の推進を図るため、企業立地の促進、関連公共事業への重点的投資等を行い、地方の工業開発を促進している。

また、民間活力を活用してニューメディアの振興等を図るため、ニューメディア・コミュニティ構想、テレトピア構想など地域ニーズに対応した情報・通信基盤の整備等を推進している。

(5) 技術開発分野

基礎技術研究円滑化法を施行し、基礎技術研究促進センターへ政府及び日本開発銀行が出融資することとした。

また、中小企業の技術力を強化するため、中小企業技術開発促進臨時措置法を施行する等の施策を講じた。

(6) その他

国有林において民間資金を導入した分収育林事業を行うこととした。

以上のように、民間活力の導入を様々な分野で推進している。